TOSHIBA

動産総合保険のご案内

みずほ東芝リース株式会社は、リース契約・レンタル契約、または割賦契約をご利用いただいておりますお客様が、安心して機器や設備などをお使いいただけるように、ご契約いただいたすべての動産を対象として、保険会社と動産総合保険の契約を締結し、万一の事故に万全の備えをしております。

1. 保険金が支払われる損害事故(主なもの)



₩ 爆発·破裂

破損・汚損・濡損

盗 盗難





2. 保険金が支払われない主な損害事故

- (1) 戦争·変乱·暴動
- (2) 地震·噴火·津波
- (3) 差押え・徴発・没収など公権力の行使
- (4) 自然の消耗・さび・かび・変質・ねずみ食い・ 虫食い・物件そのものの欠陥(瑕疵)
- (5) 核燃料物質の放射性、爆発性事故
- (6) 物件に対する修理、清掃などの作業上の 過失による事故(ただし火災が発生した 場合には保険金は支払われます)
- (7) 詐欺: 横領
- (8) 置き忘れ・紛失

3. 保険金額

みずほ東芝リース株式会社の帳簿価額を保険金額とします。

4. 事故が起きたときの手続き

リース物件・レンタル物件、または割賦物件に損害見込愛が生じたときは、すぐに当社「保険事故受付センター」(以下、事故受付センター)へご連絡願います。事故受付センターから保険会社(引受保険会社)へ連絡し、保険会社よりお客様へ損害状況の確認をさせて頂きます。

「事故受付センター」へご連絡の際は、以下の項目をお伝えください。

- (1)契約番号
- (2)事故の原因および状況
- (3)損害の程度及び損害見込額
- (4)その他、事故報告に必要な情報
 - ① 盗難の場合警察署へ届出(盗難届を提出)のうえ、受理番号·届出日 を当社へ連絡
 - ② 火災の場合消防署へ届出のうえ、罹災証明書の取得および火災現場の写真を当社へ提出



※再リースのご契約には、動産総合保険は付保されておりませんので、予めご了承ください。



動産総合保険事故報告書について

当社の契約物件が**偶発的・突発的な事故**により、<mark>故障または破損</mark>してしまった場合は、 当社「事故 受付センター」へご連絡のうえ、「動産総合保険事故報告書」を作成願います。事故報告書は下記 要領でご記入・ご捺印のうえ必要書類と共にご提出をお願いいたします。

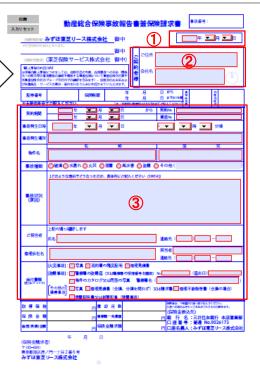
1. 事故報告書

当社ホームページへアクセスし、「**動産総合保険事故報告書兼請求書**」の書式をダウンロードして下さい。 同書類へ必要事項をご記入のうえ、ご捺印して下さい。

- ① 当社へ事故報告書をご提出いただく日付を記入。
- ②ご契約者様欄へ住所・会社名(氏名)を記入のうえ、捺印。
- ③ 物件の事故状況を記入。(太枠内)

2. 事故報告時の必要書類

必要書類	分損事故 (破損・水濡れ)	全損 事故	火災 事故	盗難 事故	落雷 事故
リース物件事故報告書	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
損害物件の写真	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	_	\bigcirc
修理見積書	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	_	\bigcirc
罹災証明書	_	_	\bigcirc	_	_
盗難証明書又は盗難届出証明書	_	_	_	\bigcirc	_
落雷証明書	-	_	_	_	\bigcirc



お問合わせ

万一、事故が発生した場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡願います。

○事故対応

保険事故受付センター

○専用連絡先

電話番号 : 03-5253-6695

メールアドレス: hoken@toshiba-lease.co.jp

○事故報告書式掲載先(当社ホームページ:よくあるご質問 > リース契約中のご質問)

URL: https://www.toshiba-lease.co.jp/fag/contract/lease/